



愛媛県報

平成15年 1月10日金曜日 第1421号

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	1
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	1
新たな土地改良事業の施行の認可.....	2
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	2
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	2
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	3
市営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）.....	3
海岸保全区域の指定の一部改正.....	3
地域森林計画の公表.....	3
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	3
保安林の指定の解除.....	4
公有水面埋立免許の出願.....	4
道路の区域変更（一般国道494号）.....	5
道路の供用開始（"）.....	5
道路の区域変更（一般国道379号外）.....	5
道路の供用開始（"）.....	6
道路の供用開始（県道長浜中村線）.....	6
道路の区域変更（県道山鳥坂名荷谷線）.....	6
道路の供用開始（"）.....	6
道路の区域決定（県道内子河辺野村線）.....	7
道路の供用開始（"）.....	7
道路の区域変更（県道宇和高山線）.....	7
道路の供用開始（"）.....	7
道路の区域変更（県道高瀬松溪線）.....	8
道路の供用開始（"）.....	8
道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	8
道路の供用開始（"）.....	8
過疎地域自立促進特別措置法による工事の実施（2件）.....	9
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	9
開発行為に関する工事の完了.....	9
道路の位置の指定（2件）.....	10

公 告

職員の懲戒処分.....	10
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....	10
道路管理情報システム用機器の借入れ.....	11

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
新居浜協立病院	新居浜市若水町一丁目7番45号	愛媛医療生活協同組合	平成17年12月21日まで

○愛媛県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、川之江市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	内 海 敏 雄	川之江市妻鳥町2201番地
"	石 村 春 重	川之江市妻鳥町2386番地の3
"	佐 藤 博 司	川之江市妻鳥町2682番地
"	南 新太郎	川之江市妻鳥町2843番地の2
"	石 村 廣 美	川之江市妻鳥町1841番地の1
"	篠 原 茂 市	川之江市妻鳥町1366番地
"	高 橋 道 弘	川之江市妻鳥町1316番地1
"	篠 原 一 男	川之江市妻鳥町1423番地
"	篠 原 良 孝	川之江市妻鳥町1056番地の1
"	佐 藤 博	川之江市妻鳥町627番地
"	石 川 義 照	川之江市妻鳥町918番地の1
"	篠 原 祥 一	川之江市妻鳥町312番地の1
"	守 谷 幸 茂	川之江市妻鳥町124番地
"	森 實 重 隆	川之江市妻鳥町72番地の1
"	横 尾 晟 一	川之江市川之江町23番地の3
監 事	高 橋 正 廣	川之江市妻鳥町627番地の3
"	井 川 眞 治	川之江市妻鳥町2670番地
"	石 川 健	川之江市妻鳥町1236番地の1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	内 海 敏 雄	川之江市妻鳥町2201番地
"	石 村 春 重	川之江市妻鳥町2386番地の3
"	石 川 邦 男	川之江市妻鳥町2729番地
"	佐 藤 常 磐	川之江市妻鳥町2677番地
"	石 村 廣 美	川之江市妻鳥町1841番地の1
"	篠 原 茂 市	川之江市妻鳥町1366番地
"	高 橋 道 弘	川之江市妻鳥町1316番地
"	篠 原 一 男	川之江市妻鳥町1423番地
"	篠 原 良 孝	川之江市妻鳥町1056番地の1
"	佐 藤 博	川之江市妻鳥町627番地
"	石 川 義 照	川之江市妻鳥町918番地の1

"	川 端 正 雄	川之江市妻鳥町380番地の 3
"	守 谷 一 成	川之江市妻鳥町126番地
"	守 谷 幸 茂	川之江市妻鳥町124番地
"	横 尾 晟 一	川之江市川之江町23番地の 3
監 事	石 川 義 幸	川之江市妻鳥町2956番地の 1
"	石 川 健	川之江市妻鳥町1236番地の 1
"	高 橋 正 廣	川之江市妻鳥町627番地の 3

○愛媛県告示第 3 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、川内町吉久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 芳 典	温泉郡川内町大字吉久23番地
"	大 西 猛	温泉郡川内町大字吉久135番地 1
"	大 西 和 重	温泉郡川内町大字吉久555番地
"	大 西 栄 二	温泉郡川内町大字吉久428番地 1
"	福 島 季 一	温泉郡川内町大字吉久196番地 1
"	相 原 正 文	温泉郡川内町大字吉久259番地
監 事	古 田 克 徳	温泉郡川内町大字吉久503番地
"	相 原 茂 隆	温泉郡川内町大字吉久194番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	相 原 一 雅	温泉郡川内町大字吉久31番地
"	相 原 貞 夫	温泉郡川内町大字吉久228番地
"	菅 野 真 一	温泉郡川内町大字吉久26番地 2
"	大 西 岩 雄	温泉郡川内町大字吉久412番地
"	大 西 久 則	温泉郡川内町大字吉久593番地
"	相 原 勉	温泉郡川内町大字吉久203番地
監 事	大 野 隼 数	温泉郡川内町大字吉久41番地
"	相 原 茂 隆	温泉郡川内町大字吉久194番地

○愛媛県告示第 4 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、大洲市土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・田合地区）の施行を平成14年12月25日認可した。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 5 号

船木泉川（池田池）土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田出原池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用す

る同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田出原池地区）計画書の写し
- (2) 船木泉川（池田池）土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月14日から 2月10日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

○愛媛県告示第 6 号

西条市禎瑞土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・相生五番（1）地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・相生五番（1）地区）計画書の写し
- (2) 西条市禎瑞土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月14日から 2月10日まで

3 縦覧場所

西条市役所

○愛媛県告示第 7 号

伊予三島市豊岡町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長田地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・長田地区）計画書の写し
- (2) 伊予三島市豊岡町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年 1月14日から 2月10日まで

3 縦覧場所

伊予三島市役所

○愛媛県告示第 8 号

明浜町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・火道地区）の施行は、適当と認められ

るので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・火道地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月14日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
明浜町役場

○愛媛県告示第 9 号

明浜町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・午太郎地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・午太郎地区）計画書の写し
 - (2) 明浜町土地改良事業分担金徴収条例の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月14日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
明浜町役場

○愛媛県告示第10号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・窪島地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・窪島地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成15年 1月14日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第11号

松山市営基盤整備促進事業太尺寺地区（太尺寺第 1 工区）の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成15年 1月14日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第12号

松山市営基盤整備促進事業太尺寺地区（太尺寺第 2 工区）の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成15年 1月14日から 2月10日まで
- 3 縦覧場所
松山市役所

○愛媛県告示第13号

海岸法（昭和31年法律第 101 号）第 3 条第 4 項の規定により海岸保全区域を廃止したので、海岸保全区域の指定（昭和 33 年 3 月愛媛県告示第 275 号）の一部を次のように改正する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

別表 1 の表唐津崎の項区域の欄を次のように改める。

同	大字宮崎字七五三ヶ浦乙 178 番地先から
同	字番所乙 211 番 1 地先まで及び
同	乙 329 番25地先から
同	字白岩乙 331 番 2 地先まで

○愛媛県告示第14号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、平成14年12月27日、肱川地域森林計画を立てた。肱川地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、八幡浜地方局産業経済部林業課、大洲林業課及び宇和島林業課において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第15号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成14年12月27日、東予地域森林計画を変更した。東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、西条地方局産業経済部林業課、伊予三島林業課及び

丹原林業課において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第16号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成14年12月27日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、今治地方局産業経済部林業課及び松山地方局産業経済部林業課において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第17号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成14年12月27日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、松山地方局産業経済部久万林業課において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第18号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、平成14年12月27日、南予地域森林計画を変更した。

南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、宇和島地方局産業経済部林業課及び御荘林業課において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第19号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
西宇和郡三崎町明神 431 の 3 から 431 の 5 まで
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第20号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び城辺町役場において告示

の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加 戸 守 行

松山市北持田町 122 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡城辺町鮪越 300 番から同 311 番までの地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 8 点までを順次直線で結んだ線、8 点と 9 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L . + 2 .10メートル）における公有水面と陸との境界線、並びに 9 点と 1 点を結ぶ公有水面と鮪越防波堤（C . D . L . + 2 .10メートル）との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町鮪越 300 番地先の鮪越防波堤に設置された金属鉾）は、北緯32度56分34秒、東経 1 32度34分48秒の地点

1 点は、基点から真北 254 度15分12秒 40 . 28 メートルの地点

2 点は、1 点から真北 165 度06分24秒1 . 71メートルの地点

3 点は、2 点から真北 255 度06分24秒3 . 10メートルの地点

4 点は、3 点から真北 165 度06分24秒 84 . 33 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 206 度56分32秒 86 . 73 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 116 度56分32秒3 . 10メートルの地点

7 点は、6 点から真北 206 度56分32秒8 . 30メートルの地点

8 点は、7 点から真北 297 度00分06秒 29 . 70 メートルの地点

9 点は、8 点から真北11度50分43秒155 . 71メートルの地点

ウ 面積

4 437 . 14平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡城辺町鮪越 300 番から同 311 番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から P 点までを順次直線で結んだ線及び P 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡城辺町鮪越 300 番地先の鮪越防波堤に設置された金属鉾）は、北緯32度56分34秒、東経 1

32度34分48秒の地点

A 点は、基点から真北49度52分36秒 10.76 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 165 度06分24秒 87.63 メートルの地点

C 点は、B 点から真北 186 度01分28秒 44.62 メートルの地点

D 点は、C 点から真北 206 度56分32秒131.44メートルの地点

E 点は、D 点から真北 296 度56分32秒 86.00 メートルの地点

F 点は、E 点から真北26度56分32秒 43.00 メートルの地点

G 点は、F 点から真北54度53分27秒 26.00 メートルの地点

H 点は、G 点から真北12度36分36秒 23.00 メートルの地点

I 点は、H 点から真北57度45分30秒 11.50 メートルの地点

J 点は、I 点から真北0 度36分08秒 10.50 メートル

の地点

K 点は、J 点から真北16度55分06秒 13.50 メートルの地点

L 点は、K 点から真北 317 度59分13秒 41.50 メートルの地点

M 点は、L 点から真北 359 度22分14秒 29.00 メートルの地点

N 点は、M 点から真北 332 度48分50秒 12.91 メートルの地点

O 点は、N 点から真北82度35分47秒 11.78 メートルの地点

P 点は、O 点から真北47度25分13秒 15.76 メートルの地点

ウ 面積

19,969.83平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成14年12月3日

○愛媛県告示第21号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方1975番 3	旧	メートル 8.4~12.3	キロメートル 0.082	
			新	10.3~19.8	0.082	

○愛媛県告示第22号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡面河村笠方1975番 3	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第23号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	379号	伊予郡広田村満穂610番から 同村満穂1799番まで	旧	メートル 12.0～59.0	キロメートル 0.786	
			新	17.0～59.0	0.786	
県 道	上尾峠久万線	伊予郡広田村満穂391番 1 から 同村満穂396番 1 まで	旧	6.0～9.5	0.029	
			新	9.4～15.1	0.029	

○愛媛県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	伊予郡広田村満穂610番から 同村満穂1799番まで	平成15年 1月10日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡広田村満穂391番 1 から 同村満穂396番 1 まで	〃

○愛媛県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町大字柴甲1364番 1 地先から 同大字甲1359番 3 地先まで	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字中居谷302番地先から 同大字288番 2 まで	旧	メートル 3.9～12.5	キロメートル 0.092	
			新	4.1～12.5	0.092	

○愛媛県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	山鳥坂名荷谷線	喜多郡肱川町大字中居谷302番地先から 同大字288番2まで	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡河辺村大字三嶋2360番地先から 同大字2695番2まで	メートル 10.1~125.6	キロメートル 1.538	

○愛媛県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡河辺村大字三嶋2360番地先から 同大字2373番3まで	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	東宇和郡明浜町大字高山乙838番2から 同大字甲2322番2まで	旧	メートル 7.8~15.8	キロメートル 0.096	
			新	12.6~60.3	0.096	

○愛媛県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	東宇和郡明浜町大字高山乙838番2から 同大字甲2322番2まで	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	高瀬松溪線	東宇和郡野村町大字富野川181番4から 同大字182番3まで	旧	メートル 3.9～6.8	キロメートル 0.044	
			新	9.5～10.7	0.044	
"	"	東宇和郡野村町大字富野川320番2から 同大字487番2まで	旧	4.8～17.5	0.286	
			新	5.5～30.0	0.286	

○愛媛県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高瀬松溪線	東宇和郡野村町大字富野川181番4から 同大字182番3まで	平成15年 1月10日
"	"	東宇和郡野村町大字富野川320番2から 同大字487番2まで	"

○愛媛県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2053番から 同大字2024番まで	旧	メートル 5.4～12.8	キロメートル 0.090	
			新	13.6～21.0	0.089	

○愛媛県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2053番から 同大字2024番まで	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第36号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、次のとおり基幹道路の改築工事を愛媛県において実施する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
菊 間 町	町 道	高田西山線	越智郡菊間町西山130番から 同町西山266番まで	改 築	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第37号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により、次のとおり基幹道路の改築工事を愛媛県において実施する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管理者	道路の種類	路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
肱 川 町	町 道	ダム河辺橋線	喜多郡肱川町大字山鳥坂264番から 同大字234番まで	改 築	平成15年 1月10日

○愛媛県告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道松山公共下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、南予レクリエーション都市計画火葬場の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
松局建（開）第16号 平成14年12月9日	北条市中西外字郷境974番1、975番1、976番1、977番1、978番1、979番1、979番5、979番6、980番1、980番5、981番1、981番3、982番1、982番2、983番1、984番1、985番1、985番3、986番1、986番2、987番1、987番4、988番1、988番4、988番6、989番1、989番2、991番1、991番3、991番4、992番1、993番1、994番1、996番1、997番1、998番1及び999番1	松山市千舟町八丁目128番地1 えひめ中央農業協同組合 代表理事組合長 村上 光 夫
松局建（開）第17号 平成14年12月9日	北条市別府1069番3	北条市別府1074番地 河 邊 正
西局丹土（開）第24号 平成14年12月10日	東予市三芳1305番1	東予市三芳143番地の1 藤 田 勝 治
松局建（開）第18号 平成14年12月10日	温泉郡重信町大字見奈良字堂之本890番1	温泉郡重信町大字見奈良355番地2 佐 伯 義 明
松局建（開）第19号 平成14年12月10日	温泉郡重信町大字南野田字若宮128番地5	温泉郡重信町大字見奈良530番地1 重信町長 和 田 治 樹

西局建（開）第22号 平成14年12月11日	西条市下島山字西影之上甲899番 1 及び甲993番 8	西条市下島山923番地 三 浦 速 人
松局伊土検（開）第47号 平成14年12月13日	伊予郡松前町大字中川原字新開229番 4	松山市北吉田町77番地 ダイソーアパート 5号 本 多 浩 二
西局建（開）第23号 平成14年12月26日	西条市飯岡字申塚1885番 1	西条市飯岡1742番地の 1 越 智 司
松局伊土検（開）第48号 平成14年12月16日	伊予市上吾川字松本甲161番 2	伊予市湊町65番地の 4 紺 堂 四 五 六

○愛媛県告示第41号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

東宇和郡宇和町大字下松葉 755 番及び 758 番

2 申請人の住所氏名

東宇和郡野村町大字野村10号 349 番地 1

有限会社野村不動産

代表取締役 清水 勲

3 図面省略

1 道路の位置

東宇和郡宇和町大字下松葉 766 番 7、769 番、770 番 1 及び 767 番 1

2 申請人の住所氏名

東宇和郡野村町大字野村10号 349 番地 1

有限会社野村不動産

代表取締役 清水 勲

3 図面省略

公 告

○公 告

（松山地方局） 愛媛県事務吏員 寺 崎 哲 郎
地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第29条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき本職を免ずる。（平成15年 1月10日付け）

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年12月26日	特定非営利活動法人 機能紙研究会	稲 垣 寛	川之江市川之江町4084番 1	本会は、特殊機能を有する各種の繊維状物からなる薄物業（以下「機能紙」という）の製造技術およびその加工技術の研究開発に寄与するための調査研究事業、およびそれらの技術の普及向上を図るための教育啓発に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年12月26日	特定非営利活動法人 松球会	野 口 克 幸	松山市中央一丁目18番43号	この法人は、スポーツを通して思いやり、協調性に富む健康で明るい青少年及び成年を育成し、元氣溢れるまち「野球王国」を目指し、地域、個人、団体、商店街組合等と連携し、観光をも視野に入れた地域振興、まちづくりの推進を図る活動を支援するためのスポーツ施設整備事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年 1月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

道路管理情報システム用機器の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

道路管理情報システム用機器一式（サーバ装置一式、ソフトウェア一式、周辺機器一式、搬入、据付け、配線、調整、保守等一式）

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成15年 3月17日から31日まで

(5) 借入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県土木部道路都市局道路維持課道路安全係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）941 2111 内線 3433

(2) 入札書の受領期限

平成15年 2月20日（木）午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年 2月20日（木）午後2時

愛媛県庁第二別館5階土木部入札室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135

条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer Equipment and Related Services for Road Management Information System

(2) Deadline of tender: 2:00 p.m., 20 February 2003

(3) For further information, please contact: Road Safety Section, Road Maintenance Division, Road and City Bureau Department of Public Works,

Ehime Prefectural Government ,
4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 941 2111 Ext 3433